

# 春の火災予防運動

## 全国统一防火標語

### 消したはず 決めつけしないで もう一度

火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、市民一人一人の火災予防への意識を高めるため、4月20日(金)から30日(月)までの間、消防署では「春の火災予防運動」を実施します。

#### ごみ焼きは禁止されています

空気が乾燥し、強い風が吹くこれからの時期ちょっとした火の粉からでも火災になる危険性があります。屋外でのごみの焼却は法律で禁止されています。絶対にやめましょう。



#### ホームタンクの点検を

例年この時期には、雪に埋もれて気付かなかったホームタンクからの灯油漏れが多く発見されています。いま一度、各家庭での灯油漏れがないかなど、次のことを確認しましょう。

- ◆タンクや配管が変形したり、灯油の臭いがしていないか。
- ◆給油の回数が増えていないか。(極端に減りが早い場合、漏れている可能性があります)
- ◆室内の灯油ホースも確認しましょう。(室内で使用していても、ホースは劣化してひびが入ります。痛み具合を確認しましょう)

#### 防火査察が始まります

4月から10月にかけて、一人暮らしの高齢者世帯を中心に、消防職員が防火査察に伺います。防火診断をはじめ、健康状態や生活状況の確認をします。何か困ったことや不安なことがありましたら、気軽にご相談ください。

#### 住宅用火災警報器の早期設置を

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

火災を早期発見し、住宅火災による被害の軽減、犠牲者を防ぐためにも、まだ設置されていないお宅は、早急に設置しましょう。



住宅用火災警報器を購入・設置された方は消防署までご連絡ください。

#### 悪質訪問販売にご注意を

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、各地では悪質訪問販売の被害が発生しています。被害に遭わないよう、次のことを心掛けましょう。

- ◆自宅のどの個所に設置する必要があるか、あらかじめ知っておく。
- ◆消防職員が訪問販売することはありません。
- ◆値段が高い、強引に家に入るなど怪しいと感じたら、その場で断る。

住宅用火災警報器の悪質訪問販売を見たり聞いたりしたときは、消防署までご連絡ください。

【問合せ先】消防署消防係 ☎③499

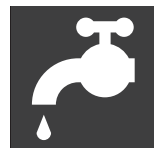
#### 住宅情報バンクに情報の登録をお願いします

市では、定住促進による地域活性化のため、三笠市ホームページにおいて「住宅情報バンク」を開設し、売却や賃貸できる市内の空き住宅やアパート、土地を無料で紹介しています。市内

に所有する住宅やアパート、土地の売却や賃貸をお考えで、ホームページでの紹介を希望される方は、お問い合わせください。市内の住宅やアパート、土地の購入や賃借をお考えの方は、住宅情報バンクをご覧ください。【問合せ先】建設管理課住宅係 ☎③3998

#### 悪質な訪問販売にご注意を！

例年、雪解けから秋にかけて「近くで工事をするので水質検査に来ました」などと、あたかも市役所と関係があるかのように装つ



て、高額な浄水器を販売したり、下水道の排水管清掃を目的に多額の工事代金を請求したりする悪質な業者が各家庭を訪問しています。市役所では戸別訪問による水質検査、アンケート調査などは一切行っておりませんので十分ご注意ください。

ただし、漏水調査などで委託職員などが家庭を訪問する場合は、必ず「職員証」を掲示します。なお、下水道排水管の清掃や修理などは、自宅の工事を行った指定工事に相談されることをお勧めします。【問合せ先】水道課水道管理係 ☎③3178